

# トラック事業者物価高騰支援事業補助金交付要綱

令和6年7月23日制定  
一般社団法人宮崎県トラック協会

## (趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、トラック事業者の経営安定化及び物流網の維持を図るため、トラック事業者に対して補助金を交付する事業について、必要な事項を定めることにより、補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

## (補助事業者等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表のとおりとする。ただし、次の要件を満たす者に限る。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 宮崎県内に本社又は営業所があり、申請時において営業していること。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

## (補助対象経費及び補助額等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

## (交付申請及び申請書に添付すべき書類)

第4条 補助事業者は、補助金の交付申請を、次の表に掲げる期間に応じ、同表に掲げる申請期限までに県ト協に対して行わなければならない。

期間	申請期限
令和6年4月1日から 令和6年12月31日 購入分	令和7年1月31日

2 前項の補助金の交付申請は、別記様式第1号によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）  
※令和6年度に当協会への補助金申請で提出している場合、その写しで可。
- (2) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第2号）
- (3) 購入したタイヤの領収書

- (4) 購入したタイヤの本数・金額が確認できる書類（領収書で確認できる場合は不要）
- (5) 補助対象 認定書の写し(G マーク、働きやすい職場認証制度、ホワイト物流)
- (6) 振込口座が分かるものの写し（例：通帳の写し、キャッシュカードの写し）
- (7) 誓約書（別記様式第3号）

（交付決定及び交付額の確定）

第5条 会長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行い、補助事業者に通知する。

（補助金の経理等）

第6条 補助事業者は、この補助金に係る収支の状況を明確にした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第8条 第4条の規定に掲げる書類の提出をもって実績報告があったものとみなす。

（補助金の返還）

第9条 会長は、虚偽又はその他の不正行為により補助金の交付を受けた者に対して、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月23日から施行し、トラック事業者物価高騰支援事業補助金に適用する。

別表（第2条・第3条関係）

1 対象事業者	<p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業及び同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業を行う事業者のうち次の要件のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 「働きやすい職場認証制度」（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」）の認証を受けている事業者</p> <p>(2) 「安全性優良事業所」（Gマーク）の認定を受けている事業者</p> <p>(3) 「ホワイト物流」推進運動自主行動宣言書を「ホワイト物流」推進運動事務局に提出し、当宣言書に基づく取組を実施している事業者</p>
2 補助対象経費	<p>次の要件のいずれにも該当する車両に用いるタイヤ購入費。</p> <p>(1) 県内営業所に配置された事業用車両。ただし、宮崎の緑ナンバーに限る。</p> <p>(2) 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる車両（ただし霊柩車を除く）。</p>
3 補助額等	<p>タイヤ1本当たり5千円を上限に補助する。</p> <p>ただし、補助額は、「2 対象事業者」のうち(1)または(2)に該当する者は20万円、(3)に該当する者は10万円を、それぞれ上限とする。</p>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間は令和6年4月1日から令和6年12月31日購入分までとする。</li> <li>・申請期限は令和7年1月31日までとする。</li> <li>・補助金の申請は先着順とし、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了する。（申請を受理しても補助金を交付できない場合がある。）</li> </ul>